

◎上下水道

☎上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等 施設整備費補助金	老朽化している小規模水道などの施設の改良整備費用の一部を助成 ※給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件ならびに当該小規模 水道などの形態に応じて施設要件あり	補助率：1/3 以内（上限 100 万円）	水道組合 など
合併処理浄化槽設置 整備事業費補助金	合併処理浄化槽の設置および撤去費用の一部を助成 ※公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	◎設置区分 5 人槽 39 万円 7 人槽 47 万 4 千円 10 人槽 66 万円 ◎撤去区分 単独処理浄化槽 12 万円 汲取り槽 9 万円 ※設置区分の浄化槽設置と併せて、既存槽を原則、完全に撤去する場合に追加助成	個人
水道給水装置等設備資金 利子補給費補助金	上水道の給水装置の設置工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合の利子分を助成 ◎対象者 すべての要件を満たす人 ①市内在住 ②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がないこと ③過去に借りた当該資金の返済が完了していること ④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得ること ◎融資内容 ①融資限度額：1 件 5 万円以上の工事につき 5 ～ 50 万円 ②返済期間：5 年以内 ③融資機関：秋田銀行	支払利子全額	個人
水洗便所改造資金 融資あっせん利子 補給費補助金	水洗化工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合の利子分を助成 ◎対象者 以下すべての要件を満たす人 ①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者 ②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がないこと ③新築でないこと ◎融資内容 ①融資限度額：専用住宅の場合は 1 戸につき 80 万円以内、アパートの場合は 1 部屋につき 30 万円以内（ただし、1 申請あたりの限度額は 150 万円） ②返済期間：50 カ月以内 ③融資機関：市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）または東北労働金庫であること	支払利子全額	個人

◎スポーツ

☎スポーツ振興課 ☎ 30-0297

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ジュニアスキーヤー共通 シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員に対し、市内 3 カ所のスキー場で利用できる共通シーズン券（3 万 1 千円相当）購入費の一部を助成	1 枚あたり 1 万 8 千円	個人
スポーツ審判員等 養成補助金	市内のスポーツ大会などで必要とされる審判資格の取得に必要な費用の一部を助成	申請・受験手数料、旅費など経費の 1/2（1 人あたり 1 資格につき上限 1 万円）	個人
スポーツ指導員等 養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の指導員などの資格取得に必要な費用の一部を助成	受講料・テキスト代・登録料など経費の 1/2（上限 1 万円）※旅費（交通費）は補助対象外	個人
スポーツ合宿 奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を助成 ※ 2 泊 3 日以上かつ 5 人以上が対象	1 人 1 泊につき 2 千円（上限 40 万円） ※鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設への宿泊の場合は、1 人 1 泊につき 1,000 円 ※全国規模大会に係る宿泊（前日泊含む）は対象外	合宿を行う団体
鹿角高校スキー・ 駅伝下宿補助金	遠距離などの理由により自宅からの通学が困難なため、下宿などを利用して鹿角高校に通学するスキー部または陸上部の生徒の下宿家賃などの一部を助成	家賃などの 2 分の 1（上限 2 万 5 千円/月）	個人

# 鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度等について紹介します。詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。今年度からの新規事業については名称欄を色字で表記しています。※令和 6 年 4 月 1 日時点での制度内容です。

◎防災・災害

☎総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自主防災組織 育成事業補助金	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会などに対し、自主防災計画策定費用を助成	補助率：10/10（上限 2 万円） ※ 1 団体につき 1 回	自治会など
	②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を助成	補助率：10/10（上限 3 万円） ※ 1 団体につき 1 回	自主防災組織
	③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材などの整備費用を助成	補助率：10/10（上限 75 万円） ※ 1 団体につき 1 回 ※複数の自治会などの構成による自主防災組織の場合は、上限 100 万円	前年度以前に結成された自主防災組織
	④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動および軽減活動に直接資する資機材などの拡充費用を助成	補助率：10/10（上限 25 万円） ※ 1 団体につき 1 回	結成後 10 年を経過した自主防災組織

◎交通

☎生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策 補助金	65 歳以上、または運転免許証を返納した人に対し、路線バス回数券購入費用の一部を助成	回数券購入額の 1/2	個人
地域乗合交通 運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対し、運行経費の一部を助成	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 ※上限額は運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単独自治会の住民のみを対象とする路線：30 万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50 万円	自治会など
路線バス定期券 助成事業補助金	市内のほか、大館、北秋田、能代エリアまで乗り降り自由な特殊定期券の一部を助成	助成額：1 カ月定期券：7 千円 3 カ月定期券：1 万 1 千円 6 カ月定期券：16,500 円	個人
公共交通資格取得 助成金	路線バスおよびタクシー運転手に必要な第二種運転免許資格の取得費用の一部を助成 ◎対象要件 ①市内在住の人 ② 21 歳以上 65 歳未満の人 ③資格取得後、1 年以上市内に住所を有する公共交通事業所に勤務し、5 年以上市内に居住する意思を有する人 ④市税などの滞納がないこと	資格取得に係る教習料金および受験料の 1/2（上限 15 万円）	個人

◎空き家

☎生活環境課 環境推進班（空き家相談窓口）☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家 除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が高いと判断された空き家に対し、解体撤去業者による解体および撤去費用の一部を助成 ※市税などの滞納、抵当権設定のない人で、建て替えを目的としないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が 460 万円を超えない人	補助率：1/2 ①適正管理度レベル 3 の場合 上限 50 万円。市県民税所得割が課税されていない世帯は上限 70 万円 ②適正管理度レベル 3 に近似したレベル 2 の場合 上限 30 万円	個人